

ID: 71

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第12条第1項ただし書		
例 規 番 号	昭和47年条例第26号		
【根拠条文】 (使用料等の返還) 第12条 既に納入した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第10条の4第1項の利用料金について準用する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第12条ただし書の規定による既納の使用料は、使用者の責任でない事由によって使用することができないときは還付する。 2 前項の還付を受けようとするものは、使用料還付請求書(様式第5号)に、使用許可書兼領収書を添え市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日